

3 生環第1449号  
3 県交対協第48号  
令和3年10月15日

福島県交通対策協議会委員 様

福島県生活環境部長  
(公印省略)  
福島県交通対策協議会長  
(公印省略)

「PM4(ピーエム・フォー)ライトオン運動」の実施について(依頼)  
本県の交通安全施策の推進につきましては、日頃より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
このことについて、日没時間の早まるこれからの時期の交通事故防止を図るため、本年度も別紙実施要綱により標記運動を実施いたします。  
つきましては、効果的な運動の推進が図られますよう御協力をお願いします。

事務担当

福島県生活環境部生活交通課 主任主査 相良  
(福島県交通対策協議会事務局)

電話(024)521-1158・FAX(024)521-7887

E-mail:koutsuu@pref.fukushima.lg.jp

# 令和3年度「PM4(ピーエム・フォー)ライトオン運動」実施要綱

## 1 趣 旨

例年、秋口から冬期にかけては、日没時間が早まるため交通事故が増加し、特に午後4時から午後7時の時間帯は、横断歩行者や自転車利用者等が被害者となる重大事故が多発する傾向がある。

また、日没前後は、下校、買い物、退社等により交通量が増加する時間帯であることに加え、視認性が低下して周囲の状況が確認しにくくなり、ドライバーも一日の疲れが重なり集中力が低下しがちである。

このような状況下で車両を安全に運転するためには、自車の存在をいち早く周囲に知らせるほか、交通の危険を早期に発見して回避することが重要である。

このため、これからの時期の交通事故防止対策として、ドライバーに対し「午後4時を目安としたライトの早めの点灯」及び「対向車や先行車がない状況でのライトの上向き点灯とこまめな上下切替え」による安全運転を促すなど、交通事故の防止を図るものである。

## 2 実施期間

令和3年11月1日（月）から令和4年2月28日（月）まで

## 3 主 唱

福島県、福島県交通対策協議会

## 4 推進機関・団体

福島県、福島県交通対策協議会構成機関・団体

地方交通対策協議会構成機関・団体

市町村、市町村交通対策協議会構成機関・団体

## 5 重点事項

### (1) 午後4時を目安とした早めのライト点灯

ドライバーには、薄暮時にライトを早めに点灯し、自分の存在を周囲の車両や歩行者などに知らせるとともに、午後4時から午後7時にかけて交通事故が多発する時間帯であることの自覚を促す。

### (2) 対向車や先行車がない状況でのライトの上向き点灯とこまめな上下切替え

車のライトは、対向車や前方を走行する車両がないときは「上向き」（ハイビーム）を使用して歩行者や自転車の早期発見に努めるとともに、「上下切替え」をこまめに行い幻惑防止を図る。

### (3) 歩行者等は夜光反射材用品・懐中電灯等の活用

歩行者等には、夜光反射材用品、懐中電灯等を活用し、交通事故に遭わないよう注意を促す。

## 6 運動の進め方

推進機関・団体は、関係機関等と連携し、各種イベントや街頭啓発活動のほか、広報誌・ホームページ等あらゆる広報媒体を活用して本運動の周知徹底を図る。

# 令和3年度

ピーエム・フォー

# PM4ライトオン運動

期間

令和3年11月1日から令和4年2月28日まで



- 早めのライト点灯!
- 対向車や先行車がない状況でのライトの上向き点灯!
- 歩行者は夜光反射材用品着用!



## PM4ライトオン運動実施内容

### 1 午後4時を目安に早めにライトを点灯しましょう。

ドライバーは、薄暮時にライトを早めに点灯することで、車両の存在を周囲の車両や歩行者に知らせることができ、交通事故の防止に大変有効です。

ライト点灯により、歩行者は車が近づいてくることを早く発見できるようになります。

### 2 対向車や先行車がない状況でのライトの上向き点灯と、こまめな上下切替えを励行しましょう。

車のライトは、対向車や前方を走行する車両がないときは、「上向き」（ハイビーム）を使用しましょう。

ライトの「上下切替え」をこまめに行い、歩行者や自転車を早めに発見し、交通事故を防止しましょう。

### 3 歩行者等は夜光反射材用品、懐中電灯等を活用しましょう。

夜光反射材用品は、車の前照灯に反射して、自分の存在をドライバーに知らせることができます。

歩行者等は、明るい目立つ色の衣類を着用し、履物や携行品等へ夜光反射材用品を取り付け、懐中電灯等も活用しましょう。



主唱 福島県・福島県交通対策協議会

